三　通知カードを発送した年月日及び件数
四　個人番号カードの交付の申請を受けた年月日及び件数
五　個人番号カードを作成した年月日及び件数
六　個人番号カードを発送した年月日及び件数
七　通知カード・個人番号カード関連事務の委任を行っている市町村の名称及び数
八　第四十八条の規定により機構が設置及び管理する電子計算機の運用状況に関する記録
九　特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任を行っている都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合の名称及び数

（機構における機構処理事務の実施状況についての報告書の作成及び公表）

第五十五条　法第四十一条の五の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

一　個人番号とすべき番号を生成した年月及び件数
二　通知カードを作成した年月及び件数
三　通知カードを発送した年月及び件数
四　個人番号カードの交付の申請を受けた年月及び件数
五　個人番号カードを作成した年月及び件数
六　個人番号カードを発送した年月及び件数
七　通知カード・個人番号カード関連事務の委任を行っている市町村の名称及び数
八　第四十八条の規定により機構が設置及び管理する電子計算機の運用状況に関する記録の概要
九　特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任を行っている都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合の名称及び数

2　法第四十一条の五の規定による報告書の公表は、次に掲げる方法によるものとする。

一　当該報告書を機構の事務所に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供する方法
二　インターネットの利用その他の方法

第六章　雑則

第五十六条　地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において「指定都市」という。）においては、第八条及び第十五条の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。

2　指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条	住所地市町村長	住所地区長

第五章　雑則

第四十八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において「指定都市」という。）においては、第八条及び第十五条の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。

2　指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条	住所地市町村長	住所地区長